

# コロナ禍の負担軽減（市税（水道料））拡充を

No. 243 2021年4月7日

日本共産党札幌市議団 事務局 TEL 211-3221 / fax 218-5124

予特委員会（第1部）21年3月5日 コロナ禍の税軽減制度、継続と拡充を 佐藤議員

## 特例期間満了後 市税分割納付しその後1年猶予

3月5日の札幌市議会予算特別委員会で、市は、20年度のコロナ禍の特例猶予で、市税収入にかかわる徴収猶予が約4300件・約36億円となり、うち31億円が21年度に繰り越されるとの見通しを示しました。これをうけてさとう綾市議の質問は、2つのことを市に求めました。

### ■ 特例猶予の期間満了後、納税困難なら速やかに通常の猶予措置で分割、その後1年猶予も

「市税の支払いができない猶予された分も、来年度分と一緒に支払うことになり、分割してもなお、納税が困難な方がまだ多い」と指摘。「納税が困難な場合、速やかに通常の猶予を受けられるよう、どう対応されるのか」と質問しました。市の担当部長は、「原則1年以内の期間で分割して納付していただく」「通常の換価の猶予等の制度につきましては、さらに1年間延長することができる」と回答しました。



### ■ 固定資産税の軽減措置（事業者）21年度も継続。個人への拡充求める

固定資産税の軽減の申告数は、事業用家屋で2990件、償却資産で4213億円となるなか、個人に対しては固定資産税の減免措置がなく、国に制度創設を求めることとあわせて、災害では減免がある一方で固定資産税軽減の仕組みが必要だと訴えました。

料金の減免、全国4割の自治体で実施 21年3月8日予特第2部 村上議員

## 水は命綱、徴収猶予にとどまらず減免を

### ■ 水道料金の相談件数や猶予は増加、全国的に広がる水道料減免

市担当者は、村上議員の質問に、水道料金にかかわる相談が昨年3月27日から21年2月までに1020件に上っていることや、コロナ禍の措置とし、水道料金の減免実施市町村が全国で4割（498市町村）にのぼり、政令市では東京都も含めた21自治体のうち6都市が実施していると答弁しました。

### ■ 4割での実施、厚労省の2回の通知は重要 …「減免制度を実施すべき」と要求

新型コロナウイルス感染症の影響をうけ多くの市民や、多量の水道水を使用する飲食店など事業者の負担が増大するなかで、負担軽減が待たれています。市は減免をした場合、事業継続に支障に必要な資金が減少するなどと背を向ける答弁に終始しましたが、全国で多くの市町村が、専門家や法曹関係者が災害に位置付けるべき指摘する特別の困難に直面していることで減免に乗り出しています。村上議員は、こうした減免委は地方創生臨時交付金の活用も認められることを紹介し、実施を迫りました。

